# 【現状】※規約は抜粋

第12条 (公表)

委員会議事録は、その概要を公開する。ただし公開することによって、関係者、その家族の人権、活動の独創性又は知的財産権の保護に支障を生ずるおそれがあると委員会又は当社が認めるときは、当該部分を非公開とすることができ、議事録を非公開とする場合は、非公開とする理由を公開する。

- 2 委員会の構成、委員の氏名、所属及びその立場などの委員会組織に関する事項、運営に関する規則等はこれを公開するものとする。
- 3 委員会議事録及び審査記録の保存は、事務局が行い、保存期間は当該委員会開催日から5年とする。

#### 第13条 (規程の改正)

本規程の改正については、全委員の意見を尊重し、委員会の審議により決定する。

2. 変更後の規程について、委員長は全員に周知するものとし、変更内容に関し異議がある委員は当該周知から14日以内に、委員長に対し申し出るものとする。

#### 第14条(解仟)

本規程に違反した、もしくは合理的又はやむを得ない理由がある場合、委員会の決議により、委員を解任できるものとする。

#### (附則

この規程は、平成25年11月15日から施行する。

2. この規程に定めるものの他、この施行にあたって必要な事項及び疑義の解釈は、委員会が別に定めることができるものとする。

# 【改定後】規約は抜粋

第12条 (公表)

委員会議事録は、その概要を公開する。ただし公開することによって、関係者、その家族の人権、活動の独創性又は知的財産権の保護に支障を生ずるおそれがあると委員会又は当社が認めるときは、当該部分を非公開とすることができ、議事録を非公開とする場合は、非公開とする理由を公開する。

- 2 委員会の構成、委員の氏名、所属及びその立場などの委員会組織に関する事項、運営に関する規則等はこれを公開するものとする。
- 3 委員会議事録及び審査記録の保存は、事務局が行い、保存期間は当該委員会開催日から5年とする。

## 第13条 (規程の改正)

本規程の改正については、全委員の意見を尊重し、委員会の審議により決定する。

2. 変更後の規程について、委員長は全員に周知するものとし、変更内容に関し異議がある委員は当該周知から14日以内に、委員長に対し申し出るものとする。

## 第14条(解任)

本規程に違反した、もしくは合理的又はやむを得ない理由がある場合、委員会の決議により、委員を解任できるものとする。

## (附則)

この規程は、平成25年11月15日から施行する。

2. この規程に定めるものの他、この施行にあたって必要な事項及び疑義の解釈は、委員会が別に定めることができるものとする。

### 倫理委員会議事録

- 2008/03/21第5回倫理委員会議事録 (PDF 969KB)- 2006/11/29第4回倫理委員会議事録 (PDF 570KB)- 2006/06/19第3回倫理委員会議事録 (PDF 203KB)- 2005/12/09第2回倫理委員会議事録 (PDF 89KB)- 2005/09/09第1回倫理委員会議事録 (PDF 47KB)

